

## サービス提供契約書（案）

浜松市 を利用者とし、〇〇〇〇 をサービス提供者として、利用者へのサービス提供に関して、次の条項をもって契約を締結する。

なお、本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、その都度、法令等を踏まえ、誠意をもって利用者とサービス提供者で協議の上、取り決めるものとする。

（契約の目的）

第 1 条 サービス提供者は、仕様書等に従い、利用者へ浜松市議会用タブレット端末レンタルサービスを提供することを目的とする。

（契約の金額）

第 2 条 サービス提供料は、下表のとおりとし、消費税及び地方消費税は別に請求する。なお、従量課金のサービス等を利用し追加費用が生じた場合、又は利用規約等に規定された解除料等が生じた場合は、相当額をサービス提供料に上乗せするものとする。

|        |      |   |      |   |
|--------|------|---|------|---|
| 1 台あたり | 初期費用 | 円 | 月額費用 | 円 |
|--------|------|---|------|---|

（履行期限）

第 3 条 サービス提供期間は、仕様書に記載のとおりとする。ただし、サービス提供者が認める場合、利用者の意向により期限を延長できるものとする。

（履行の場所）

第 4 条 サービス提供場所は、利用者が運搬又は使用に供する区域とする。ただし、モバイルデータ通信については、サービス提供者の通信サービスエリア内のみとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、浜松市契約規則第 27 条第 1 項第 3 号により免除する。

（危険負担）

第 6 条 サービス提供前に生じた損害について、特に定める場合のほかはサービス提供者の負担とする。

（契約不適合責任）

第 7 条 サービス提供者から受けたサービスの種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、利用者は、サービス提供者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が利用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、利用者は、サービス提供者に対し、履行の追完を請求することができない。

（検査）

第 8 条 利用者は、一定期間サービス提供を受けたときは、直ちに当該サービスについて、目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査の可否を判定するものとする。

- 前項の検査において、不合格と判定されたときは、サービス提供者は、利用者が定める相当の期間内に、利用者が指示する方法でサービスの再履行又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。
- 前項の場合において、当該サービスの性質が業務の再履行又は追加に適さないときは、利用者は、同項の規定による業務の再履行又は追加に代えて、不合格部分のサービスに相応するサービス提供料の減額をサービス提供者に請求することができるものとする。
- 前項の規定によりサービス提供料の減額を請求する場合において、その減額割合は、利用者とサービス提供者が協議して決定する。
- 前 3 項の規定は、利用者による解除権の行使及びサービス提供者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約代金の支払時期又は受領の時期及び方法）

第 9 条 サービス提供者は、前条第 1 項の検査に合格したときは、サービス提供料の支払を利用者に請求することができるものとする。

- 利用者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内にサービス提供料をサービス提供者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、利用者が負担するものとする。

（履行遅滞の場合における損害金並びに契約解除の場合における違約金及び損害賠償金）

第 10 条 サービス提供者が債務の履行を遅滞したとき（利用者が認める理由がある場合を除く。）は、契約の金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣の決定する率を乗じて計算した額を損害金として徴収する。

- 利用者は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を利用者の定める期日までに納めなければならない。

- 正当な理由なく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないと認めたとき。
- 契約の締結又は履行について不正な行為があると認めたとき。
- 契約の履行にあたり検査職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) サービス提供者（下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反したとき。
- (7) 天災その他やむを得ない理由によりサービス提供者から契約解除の申出があったとき。
- 3 利用者に帰属する違約金の額が契約解除により利用者に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額をサービス提供者から徴収する。

（契約に関する紛争の解決方法）

第11条 本契約から又は本契約に関連して、利用者とサービス提供者の間に生じることがある全ての紛争、論争又は意見の相違は、利用者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所を専属的管轄裁判所として解決されるものとする。

（暴力団の排除に関する事項）

- 第12条 サービス提供者は、サービス提供にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、利用者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- 2 サービス提供者は、この契約に関する下請契約その他の当該契約に関連する契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係るサービス提供に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、サービス提供者を通じて利用者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

令和 年 月 日

|     |                          |                                            |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------|
| 利用者 | 住所又は所在地<br>商号又は名称<br>代表者 | 浜松市中央区元城町 103 番地の 2<br>浜松市<br>浜松市長 中野 祐介 印 |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------|

|         |                          |   |
|---------|--------------------------|---|
| サービス提供者 | 住所又は所在地<br>商号又は名称<br>代表者 | 印 |
|---------|--------------------------|---|